

静岡大学教育学部附属浜松小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、決して許されるものではなく、我々教職員は、そのいじめから子どもを守り、子どもの教育を受ける権利を最後まで守り抜く使命があると考えます。しかし、いじめは時として我々の目の届かないところでも発生するものであり、そのいじめを防止するためには、保護者や地域の方々、そしてその他の関係者との連携を図る必要があります。

「いじめはどの子にも起こりうる」という事実を踏まえ、未然に防ぐことを念頭に積極的な姿勢で取り組むことが大切です。

そこで、本校は、いじめ防止対策推進法第2条の規定及び国や大学の基本方針に基づき、いじめ防止の対策を有効に機能させるべく「附属浜松小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

2 基本方針

いじめ防止対策推進法には、いじめの定義として、

| |
|--|
| 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの |
|--|

とあります。

国立教育政策研究所（2013）の調査データでは、どの子どももいじめ被害者になり得ると同時に、加害者にもなり得ることが明らかにされています。したがって、特定の子どもではなく、すべての子どもが安心して学校生活を送ることができ、いじめのない環境をつくることを目的として、この基本方針を策定する必要があります。

本校では、日々、子どもたちの様子を見取り、対話し、極力子どもの小さい変化まで見逃さないよう心掛けていきたいと考えます。また、縦割り活動やプロジェクト活動、学校行事や道徳・生活科・総合の授業を通して、他の子どもや教師、地域の方々との触れあいを充実させ、互いの存在を尊重し合えるような活動を多々取り入れていきたいと思えます。そして、いじめのない明るい学校を目指したいと考えます。

3 組織（いじめ対策委員会）

| 構 成 員 | | 特別委員 |
|--------|-------------------|-------------|
| 委員長 | 校長 | ○PTA代表 |
| 副委員長 | 教頭・教務主任 | ○スクールカウンセラー |
| 生徒指導委員 | 生徒指導主任・学年団1名・養護教諭 | |

4 取り組み

(1) いじめの未然防止

- 日々、子どもの表情や行動を細かく見取り、前兆を見逃さない対応を心掛ける。
- プロジェクト活動を活性化させ、子どもの主体性を養う。
- 保護者への啓発をする。(ホームページ・学校便り・学年便り)
- 道徳教育による心の耕しをする。(授業の充実)
- 子どもの居場所がある学校・学級作りをする。

(2) いじめの早期発見

- 子どもの実態把握 (対話・年2回のアンケート実施)
- 生徒指導委員会の充実 (月1回の委員会での共通理解と実態把握)

(3) いじめへの対応 (対応の流れ)

○組織的な対応

いじめを発見したりいじめの情報を得たりしたら、まず事実確認をする。その内容によっては、担任は1人で対応せず、「いじめ対策委員会」に報告する。

※担任→学年主任→生徒指導主任→教務主任→教頭→校長

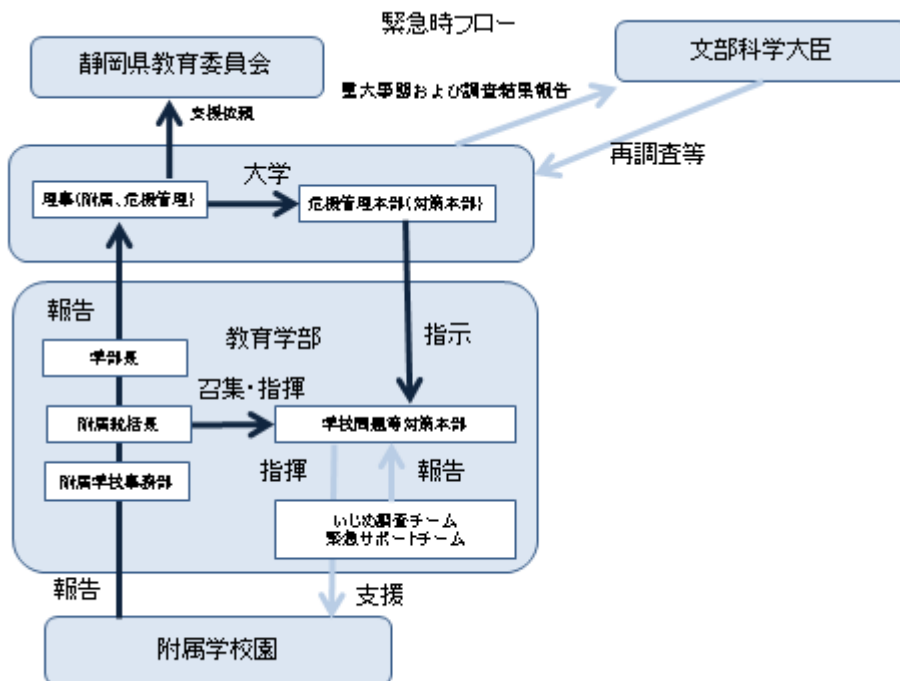
※必要に応じて、緊急打ち合わせ会や緊急生徒指導委員会を開き、今後の取り組みを検討する。

○個への対応

- ①事実確認
- ・いじめをしている子ども
(相手の立場に立たせ、考えさせながら確認する。)
 - ・いじめを受けている子ども
(気持ちを受け止め、励まし、且つ経過や原因を含めて確認する。)
 - ・見て楽しんでいる子どもや傍観者
(客観的な事実をつかむと同時に、当事者意識をもたせて確認する。)
- ※各立場の子どもを別々に呼んで事実確認。その後、突き合わせ方を考えて指導する。
- ②確認内容
- ・日時 場所 関係人物 何を どのように 何回 理由 今後
についてなどをそれぞれの立場で確認する。
- ③保護者へ連絡と協働体制の確立
- ・事実確認をし、場合によって、いじめ対策委員に報告後、直ちに保護者に連絡する。
 - ・事実確認の経過、子どもの心情、指導の見通しを伝える。
 - ・保護者同士の関わりについては言及しない。
- ④大学・市教委・他機関連絡
- ・いじめの内容や背景に、触法性、虐待等の福祉要因が認められた場合、関係機関との連携を視野に入れて検討する。大学、県教委・市教委に第一報を入れる。

(4) 重大事態への対応

学校が「重大事態」と認めた場合、「いじめ対策委員会」を通して、以下のような流れで調査・支援を開始させる。



5 保護者への要請・周知 (いじめ防止推進法施行に関わるお願い)

(1) 学校HPにて掲載

- ① 保護者は子どもに規範意識を養うように指導し、その他必要に応じて指導する。
- ② 保護者は子どもからいじめの相談を受けたら、学校へ報告するなどの適切な措置をとる。
- ③ 保護者は学校と連携し、協働体制でいじめ根絶を目指す。
- ④ 保護者はネット上のいじめに対して、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求めることができる。

(2) 平成30年度版パンフレットを、11月の参観会・懇談会の折に配布。1年生には入学時配布。

6 「いじめ防止対策等」に関する規則改訂にかかわる職員周知

第2条の3 (学校が認める児童の心身被害または長期欠席のおそれ等にかかわらず) 児童等または保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態として扱うものとする。

第10条 附属学校園の教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けたときは、他の業務に優先して、速やかに当該附属学校長等に報告しなければならない。

(平成30年11月21日施行、職員回覧資料より抜粋)

静岡大学教育学部附属浜松小学校